

# 山形県自動車整備業最低賃金が適用される産業等について

特定(産業別)最低賃金の件名	山形県自動車整備業最低賃金
----------------	---------------

## 1 「適用する使用者」の範囲

山形県の区域内で自動車整備業(原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。)又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条の自動車特定整備事業(道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。)を営む使用者

## 2 「適用する労働者」の範囲

上記1の「適用する使用者」に使用される労働者であって、上記1の自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

## 3 「適用する使用者」及び「適用する労働者」に関し、適用される産業は次の(ア)のとおりです。

また、道路運送車両法第77条の自動車特定整備事業及び道路運送車両法施行規則第3条の分解整備は(イ)のとおりです。

(ア)

日本標準産業分類	特定(産業別)最低賃金の適用の有無			備考
	中分類	小分類	細分類	
R89 自動車整備業	○			自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。
R890 管理、補助的経済活動を行う事業所(89自動車整備業)		○		自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。
R891 自動車整備業		○		自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。 (原動機付自転車に係るものは除く。)
R8911 自動車一般整備業			○	
R8919 その他の自動車整備業			○	
L7282 純粹持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)			○	自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。

《注》自動車の分解整備の業務に従事しない者については、山形県最低賃金(地域別最低賃金)が適用になります。

## (イ) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条の自動車特定整備事業及び道路運送車両法施行規則第3条の分解整備

### ・ 道路運送車両法第77条

自動車特定整備事業(自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の特定整備を行う事業をいう。以下同じ。)の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 普通自動車特定整備事業(普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業)
- 二 小型自動車特定整備事業(小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業)
- 三 軽自動車特定整備事業(検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業)

### ・ 道路運送車両法施行規則第3条

分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 二 動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 三 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造
- 四 かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 五 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 六 緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 七 けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造

《注1》同法第2条第2項で、「自動車」については原動機付自転車(総排気量125cc以下)は除外されています。

《注2》同法施行規則第3条の自動車の分解整備の業務は当該事業を行う場合はむろんのこと、事業所単位では自動車整備事業に該当しないタクシー業、運送業、又は自動車販売業等で同規則の自動車の分解整備の業務を行う整備部門を有する場合は、当該部門について適用されます。

《注3》自動車の分解整備の業務に従事しない者については、山形県最低賃金(地域別最低賃金)が適用になります。

## 【 参 考 事 項 】

- 1 令和2年度の特定(産業別)最低賃金の改正決定において、「適用する使用者」及び「適用する労働者」について改正されましたが、それぞれの範囲は従前と全く同じであり、変更はありません。
- 2 「管理、補助的経済活動を行う事業所(〇〇〇〇〇)」について  
従前の日本標準産業分類では、その一般原則により、主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一としてきたところですが、平成19年11月の日本標準産業分類の改定によって、原則として管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類することとなりました。
- 3 持株会社について
  - (1)持株会社[もちかぶがいしゃ](Holding company)
    - ・他の会社を支配する目的で、他の会社の株式を保有する会社のこと。
    - ・持株会社には「事業持株会社」と「純粋持株会社」があります。
  - (2)事業持株会社(Operating Holding company)について
    - ・会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定します。
    - ・主として管理事務を行う事業持株会社の産業は、管理する全子会社を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類されます。
  - (3)純粋持株会社(Pure Holding company)について
    - ・経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L-学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類されます。
    - ・L7282純粋持株会社…本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。
- 4 次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。
  - (1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)時間外・休日・深夜手当 (5)賞与など
- 5 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

(お問い合わせ先)

**厚生労働省 山形労働局**  
**労働基準部 賃金室**

(電話) 023-624-8224